

## 平成30年度 被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、平成30年度に北九州市において対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

### 1 被措置児童等虐待通行受理の状況

受理件数	内訳	
	虐待該当	非該当
2件	2件	0件

### 2 被措置児童等虐待の状況

#### (1) 虐待を受けた被措置児童等の状況

性別		年齢階級		
男子	女子	小学生	中学生	高校生
7名	0名	3名	3名	1名

#### (2) 被措置児童等虐待の類型

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
1件	1件	0件	0件

#### (3) 施設等の種別

児童養護施設等施設	ファミリーホーム	里親	社会的養護関係機関
2件	0件	0件	0件

#### (4) 虐待を行なった施設職員等の職種

施設職員			里親等		社会的養護関係機関	
児童指導員	保育士	その他	養育者件	補助者	児童福祉司	その他
2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

### 3 市が講じた措置

虐待の発生した施設に対し、特別指導監査を実施し、関係者等から聞き取り調査を行い事実関係や発生の原因について調査しました。

あわせて、北九州市児童福祉専門分科会審査部会を設置し、第三者の視点から検証を行いました。児童福祉専門分科会審査部会からの提言書を踏まえ、市は、施設に対し、改善勧告を行いました。改善勧告では、法人のガバナンス強化、施設の管理運営体制の再構築、児童の処遇向上のための体制強化、第三者委員会の設置による組織のモニタリング体制の構築などを指摘しました。

#### ※参考

##### 【児童福祉法】

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置

その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

##### 【児童福祉法施行規則】

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等

ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設

ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等

ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行

う者 一時保護施設等

二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種